

岩手県告示第 790 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり盛川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 19 年 11 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名称 盛川漁業協同組合
- (2) 住所 大船渡市赤崎町字石橋前 10 番地 7

2 漁業権の免許番号 内共第 17 号

3 変更の内容

第 4 条を次のように改める。

(禁止区域)

第 4 条 次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

- (1) 大船渡市日頃市町字沼川大野川砂防ダム堰堤下流端から下流盛川合流点までの区域
- (2) 大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム提体から下流 115 メートルの点までの区域（ただし、ダム湖に流入するその他の支流は除く。）

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 19 年 11 月 16 日